

香川県後期高齢者医療広域連合事務分掌規則

平成19年1月15日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例（平成19年香川県後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）

第2条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第6項の規定に基づき、香川県後期高齢者医療広域連合の事務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務分掌等について必要な事項を定めるものとする。

(課の事務分掌)

第2条 条例第1条に規定する課の事務分掌は、次のとおりとする。

(1) 総務課

- ア 議会の招集及び議案の調整に関すること。
- イ 条例、規則、規程等の審査及び公布に関すること。
- ウ 広域計画に関すること。
- エ 予算、決算その他財務に関すること。
- オ 情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- カ 広報に関すること。
- キ 職員の身分、給与その他人事に関すること。
- ク 文書の收受及び発送に関すること。
- ケ 公印の保管に関すること。
- コ 関係市町との連絡調整に関すること。
- サ 他の課・室の所管に属さないこと。

(2) 事業課

- ア 後期高齢者医療制度に係る被保険者の資格の管理に関すること。
- イ 後期高齢者医療制度に係る保険給付に関すること。
- ウ 後期高齢者医療制度に係る保険料の賦課に関すること。
- エ 後期高齢者医療制度に係る保健事業に関すること。
- オ 後期高齢者医療制度に係る電算システムに関すること。
- カ その他後期高齢者医療制度の施行に関すること。

(出納室の設置)

第3条 会計管理者の権限に属する事務を処理するため出納室を置く。

2 出納室の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 収入支出の審査及び確認に関すること。
- (2) 出納員及び会計職員に関すること。
- (3) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。
- (4) 小切手の振出しに関すること。
- (5) 指定金融機関等に関すること。
- (6) 物品の出納及び保管に関すること。
- (7) 決算の調製に関すること。
- (8) 一時借入金に関すること。
- (9) 基金の管理及び処分に関すること。
- (10) 会計検査に関すること。
- (11) その他会計に関すること。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長及び事務局次長を置く。

2 課（出納室を含む。以下同じ。）に課長（出納室にあつては出納室長をいう。以下同じ。）を置く。

3 課の事務を効率的に処理するため、課にグループを置き、グループにグループリーダーを置くことができる。

(職務)

第5条 事務局長は、すべての事務を統括し、職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、必要があるときはこれを代理する。

3 課長は、上司の命を受け、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 グループリーダーは、上司の命を受け、グループの分掌事務を掌理し、部下職員を指導する。

5 その他の職員は、上司の命を受け、担当事務の処理に当たる。

(専決)

第6条 事務局長及び課長は、別に定める事項を専決することができる。

(臨時又は特別の事務)

第7条 広域連合長は、この規則で定める組織により処理することが困難又は不適當な事務については、担当等を設置し、又は職員を指定して処理させることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条（出納室に関する部分に限る。）の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第2項に規定する出納室の事務については、平成19年3月31日までの間は、総務課において分掌するものとする。